

## 本号で公布された条例のあらまし

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

旅館業に係る入浴設備におけるレジオネラ属菌汚染防止対策を強化するため、衛生措置の基準及び構造設備の基準を改める等するための改正

### 二 内容

- (一) 貯湯槽及び配管の構造基準を新設
- (二) 気泡発生装置等の構造基準を改正するとともに、衛生措置基準を新設
- (三) 水位計配管の衛生措置基準を新設
- (四) オーバーフロー水及び回収槽に係る衛生措置基準を改正するとともに、構造基準を新設
- (五) シャワー設備の衛生措置基準を新設

### 三 施行期日

令和四年四月一日